

建築基準法第 43 条認定・許可チェックシート

認定と許可の区別

建築基準法 施行規則	内容	法第 43 条第2項		包括 許可基準 (詳細は裏面)	
		認定 (一号)	許可 (二号)		
省令第 10 条 の3第4項第 一号 (広い空地)	山間地等の気象観測所等で多人数が利用しない建築物	—	<input type="checkbox"/>	包括(1)	
省令第 10 条 の3第4項第 二号 (公共の用に 供する道)	幅員4m以上の農道等に接する建築物(農道等について管理者の承諾が必要)	—	<input type="checkbox"/>	包括(2)	
省令第 10 条 の3第1項第 一号 (公共の用に 供する道)	幅員4m以上の農道等に接する、 500㎡以内で法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途 ※ 敷地内既存建築物を含む床面積の合計が 500㎡ 以内か <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	
省令第 10 条 の3第4項第 三号 (十分な幅員を 有する通路)	前面道路が法 42 条の道路であって、承諾又は占用許可を受けた水路等を跨ぐ建築物(計画敷地の専用通路となる場合に限る。)	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)ア	
省令第 10 条 の3第1項第 一号 (公共の用に 供する道)	前面道路が 法 42 条第 1 項各号に該当する道路(幅員4m以上) であって、承諾又は占用許可を受けた水路等を跨ぐ(水路等に幅2m以上の橋や蓋等が設けられている部分が一般の用に供されており、通行に支障となる構造物がない場合に限る)、 500㎡以内で法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途 ※ 前面道路は法 42 条第1項各号に掲げる道路か (2項道路は除く) <input type="checkbox"/> ※ 敷地内既存建築物を含む床面積の合計が 500㎡ 以内か <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	
省令第 10 条 の3第4項第 三号 (十分な幅員を 有する通路)	幅員 1.8m以上の立ち並びの 無い 通路に接する建築物	建替	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)イ
	幅員 1.8m以上の立ち並びの ある 通路に接する建築物	建替	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)ウ
		新築	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)エ
手数料		28,400 円	34,300 円	—	
消防同意		—	必要	—	
様式		第 48 号様式	第 43 号様式	—	

	法 43 条第 2 項第二号 包括許可基準	(3) ア	(3) イ	(3) ウ	(3) エ
敷地・通路	幅 2m 以上接する <通路、水路等との境界は「官民境界」と標記>				
	日常的に通行できるもの				
	専用通路				
	道路に接続する幅員 1.8m 以上の通路				
	通路を 2 項道路とみなしたときに生じる後退部分が通路と一体に整備されていること				
	杭等により、みなし後退線の境界が明らかに確認できる状態				
使用承諾	占用許可・管理者の承諾				
	赤道等で地方公共団体が管理				
	使用承諾(赤道は不要)				
基準法・条例	前面道路とみなして法第 52 条第 2 項(容積率)				
	前面道路とみなして法第 56 条各項(斜線制限)				
	前面道路とみなして条例の規定(接道長さ、前面道路の幅員等)				
立ち並び	立ち並び なし				
	立ち並び あり				
既存の適法性	現に存する建築物で、H11.4.30(H11.5.1*以降に都市計画又は準都市計画区域となった区域にあつては当該区域となった日の前日)以前に適法に建築されたものの建替え又は増築 ※法第 43 条許可制度以前				
用途	用途は従前の建築物と同一				
	一戸建て住宅・兼用住宅・付属建築物(附属車庫は 50 m ² 以内)				
階数	階数は 2 以下又は既存以下(地階を除く)				
	階数は 2 以下				
準防火地域	準防火地域に建築するものとみなして、次の(ア)及び(イ)に適合(平成 22 年 3 月 31 日以前に建築又は築造された部分を除く) (ア)政令第 136 条の 2 第 3 号イ又はロのいずれかに掲げる規定(その主要構造部床、屋根及び階段を除く)の法第 21 条第 1 項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物に限る) (イ)法第 61 条(防火設備に係る部分に限る)及び第 62 条の規定並びに政令第 136 条の 2 第 5 号の規定				
消防	消防同意				